

社会福祉法人蓬莱会 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日までの3年間

2 当法人の課題

課題1：産休・育休への対応が個別の対応になっており、法人全体での取り組みについて職員への周知ができていない。

課題2：全体として所定外労働時間は少ないが、一部の職員・職種について業務が偏り所定時間労働が多い職員がいる。

3 内容

目標1：女性職員に対し、産前産後休業、育児休業給付、育休中の社会保険免除などの制度の周知や情報提供を実施します。

〈対策〉

- ・令和3年4月～ 朝礼等に場において、すでに設置済みの相談窓口制度の周知を図る
- ・令和3年9月～ 法に基づく諸制度の調査
- ・令和4年4月～ 法人の独自の取り組みによる諸制度も含めた各種制度に関するパンフレットを作成し職員に配布

目標2：令和6年3月までに、職員全員の所定外労働時間を、1人当たり年間150時間未満とする。

〈対策〉

- ・令和3年4月～ 所定外労働の原因と分析等を行う
- ・令和3年9月～ 主任以上を対象とした意識改革のための研修を実施
(年1回)
各部署における問題点の検討 (年2回)